

鳴門市制限付き一般競争入札について

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

令和5年4月7日
鳴門市公営企業管理者
企業局長 近藤 伸幸

記

【日程】

入札参加申込期間 令和5年4月7日（金）～4月11日（火）
※当該案件の入札参加希望者は必ず入札参加申込を上記期間内に行うこと。
質問受付期間 令和5年4月7日（金）～4月11日（火）正午
最終回答日 令和5年4月12日（水）
入札日 令和5年4月18日（火）午前11時

1 案件名、履行場所及び期間

- (1) 発注番号 一般－5－12号
(2) 案件名 排水水質測定装置保守点検業務
(3) 履行場所 鳴門市浄水場
(4) 履行期限（期間） 契約締結の翌日～令和6年3月31日

2 仕様書等について

- (1) 当該案件の主管課 鳴門市企業局 水道事業課 浄水場
電話番号 088-698-2019
ファクシミリ番号 088-698-2231
(2) 案件の種別 役務
(3) 予定価格 3,390,000円（消費税抜き）
(4) 最低制限価格 設定していません
(5) 主な仕様（概要） 別紙仕様書のとおり
(6) 仕様等に関する質問は、次によるものとする。
ア 書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリによる。
イ 提出先 2（1）で示す主管課
ウ 提出期限 令和5年4月11日（火）正午まで
(7) 質問に対する回答は受付ごとに随時、鳴門市公式ウェブサイトに記載する。
最終回答日は令和5年4月12日（水）とする。

3 入札に参加する者に必要な要件（次の各号のすべてを満たしていること）

(1) 次のア又はイに該当する者

ア 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されている競争入札参加の有資格者で営業品目にT103（環境調査）及びO211（上下水道施設の保守維持管理）の両方がある者。

イ 鳴門市物品等競争入札及び随意契約参加資格者名簿に登載されていない者で、4（2）ウの入札参加申込書提出期間の終了までに、別紙①に示す、物品の購入に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請に必要な書類を提出し、鳴門市が適当と認めた者。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 本市の入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関すること。

(1) 入札に参加しようとする者は、次の書類を提出すること。

ア 物品等一般競争入札参加資格確認申請書

イ 3（1）イに該当する場合には、別紙①に記載した書類一式

(2) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法 持参によること

イ 提出先 〒772-8501

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170

鳴門市企画総務部 契約検査室

ウ 提出期間 令和5年4月7日（金）から令和5年4月11日（火）まで
午前9時から午後5時まで（市役所閉庁日除く）

5 通知等

(1) 申込書類の確認の結果、適当と認めた者に対しては、令和5年4月13日（木）にファクシミリにより通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者には、物品等一般競争入札参加資格確認通知書により理由を付して通知するものとする。

※ 上記（1）又は（2）の通知が令和5年4月14日（金）正午の時点でも届かない場合は、必ず契約検査室に問い合わせること。

6 入札に関すること

(1) 入札日 令和5年4月18日（火） 午前11時

(2) 入札の場所 保険棟二階入札室

(3) 入札保証金 免除

(4) 注意事項

ア 鳴門市契約に関する規則（以下「規則」という。）、（物品等）競争契約入札心得を遵守の上入札に参加すること。入札書等に記載する際は、市公式ウェブサイト掲載の記載例を参照し、必要記載事項を確認すること。入札書に不備がある場合、その入

札は無効とする。

イ 入札書の記入金額は、税抜きの総額とし、2（3）に示す予定価格を超過した入札は失格とする。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の提出は、持参によること。

オ 開札の結果は、鳴門市公式ウェブサイトにて公開する。

カ 当該案件については、1者のみの参加であっても入札を実施する。

(5) 見積内訳書

落札者は、本契約締結までに入札金額と一致する見積内訳書を提出すること。

7 契約締結に関すること

(1) 契約書の要否 要する

(2) 契約締結時期は、落札決定の通知をした日から10日以内とする。

(3) 契約保証金 免除する

8 その他必要な事項

(1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。

(2) 提出された申込書類は返却しない。

(3) 申込書類の審査日は、令和5年4月12日（水）とする。

(4) 履行期限（期間）は事情により変更することができる。

(5) 問い合わせ先

※申込書類の作成及び提出について

〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170
鳴門市企画総務部 契約検査室 担当 貞本
電話 088-684-1161

※仕様・契約内容について

〒771-0206 徳島県板野郡北島町高房字八丁野西1
鳴門市企業局 水道事業課 浄水場 担当 谷川
電話 088-698-2019 F A X 088-698-2231